

検査4において抽出された物件（各機関10件程度、合計429件）において確認された構造審査上の重大な問題点

		案件1	案件2	案件3	案件4
機関名		ビューローベリタスジャパン（株）	（株）ジェイ・イー・サポート	阪神建築確認検査（有）	阪神建築確認検査（有）
指定者		国土交通大臣	国土交通大臣	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
立入検査日		平成17年12月14日（水）	平成17年12月19日（月）	平成17年12月14日（水）	平成17年12月14日（水）
物件概要	所在地	埼玉県	広島県	兵庫県	大阪府
	用途	共同住宅	共同住宅	共同住宅	共同住宅
	施工状況	工事中	未着工	未着工	未着工
問題点		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、指摘を行わずに確認を行っていた。（断面計算用の断面リスト：芯鉄筋有り、構造設計図：芯鉄筋無し。）	・構造計算書において保有水平耐力の算定結果が10階で1.0を下回っていたにもかかわらず建築確認を行っていた。（ $Q_u/Q_{un}=0.84$ （X方向）、 $Q_u/Q_{un}=0.83$ （Y方向））	・構造計算書において保有水平耐力の構造計算結果が1.0以上であることを確認するために必要な判定表が含まれていなかったにもかかわらず建築確認を行っていた。
主な対応状況		H17.12.14 ■立入検査の際に、指定確認検査機関に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、確認の上、報告するよう指示した。	H17.12.19 ■立入検査の際に、指定確認検査機関に対し、実態上の問題の有無を報告するよう指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。
		H17.12.26 ■指定確認検査機関から、欠落していたページの提出があり、点検本部で内容を確認したところ、エラーメッセージに対する安全性の確認がなされていた。	H17.12.20 ■指定確認検査機関から、構造設計図に芯鉄筋が記載されていないのは、記載ミスであったと報告があり、修正された構造設計図が提出された。 ■点検本部において、修正した構造設計図に芯鉄筋があることを確認し、正しい構造設計図を設計者に認識させるよう指定確認検査機関に指示した。	H17.12.16 12.21 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・確認申請図書に含まれていた構造計算書は作業途中のものであり、最終的な結果ではなかった。 ・本来提出されているべき最終的な構造計算書の提出を受け、再計算により建築物の安全性を確認した。（再計算の結果（ $Q_u/Q_{un}=1.04$ （X方向）、 $Q_u/Q_{un}=1.12$ （Y方向）であった。） ・再提出された計算書と当初提出された構造設計図の照合を行い、同じ建築物に係る構造計算書であることを確認した。 （注）同様の内容について特定行政庁においても確認済。	H17.12.16 12.21 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・設計者に副本の確認を求めたところ、副本には保有水平耐力判定表が備わっていた。 ・判定表の写しの提出を求め、当初提出された構造計算書との照合を行い、同じ建築物に係る判定表であることを確認した。 ・提出された判定表において保有水平耐力の構造計算結果が各階1.0以上（ $Q_u/Q_{un}=1.01\sim 1.09$ ）であることを確認するとともに、構造計算書全体を再確認した。
		措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

		案件５	案件６	案件７
機関名		(株) 技研	(株) 確認検査機構トラスト	(株) 確認検査機構アネックス
指定者		近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
立入検査日		平成１７年１２月１３日（火）	平成１７年１２月１４日（水）	平成１７年１２月１４日（水）
物件概要	所在地	大阪府	大阪府	大阪府
	用途	戸建住宅	共同住宅	共同住宅
	施工状況	工事中	竣工済	工事中
問題点		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書と構造設計図の間で、保有水平耐力に影響を与える１階柱の帯筋（柱を取り巻く方向に巻かれる鉄筋）の間隔の不整合があったにもかかわらず建築確認を行っていた。（構造計算書：90mm間隔、構造設計図：100mm間隔）	・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、指摘を行わずに確認を行っていた。（断面計算用の断面リスト：一部の柱の主筋８本、構造設計図：７本 等）
主な対応状況		H17.12.26 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。	H18.1.16 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 H18.1.17 ・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、確認を行った物件があった。 ・設計者に確認したところ、建築確認申請時に構造計算の途中のものを混同して添付したとの説明があった。 ■近畿地方整備局から、建築基準法への適合性について速やかに確認を行うよう指定確認検査機関に対して指示。
		H17.12.27 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・設計者に確認したところ、エラーメッセージが出力されるページを出力せずに構造計算書を提出していた。 ・エラーメッセージが出力されるページを含めた構造計算書を提出するよう求め、当初提出された構造計算書との照合を行い、同じ建築物に係る構造計算書であること及び出力されたエラーメッセージが「０」であることを確認した。	H17.12.16 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し、設計者から帯筋の間隔を構造設計図通りの100mmと設定した再計算結果の提出を受け、確認を行ったとの報告があった。 12.19 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し以下の点を指摘した。 12.21 ①帯筋の間隔以外の条件が確認申請時と同一であることが確認できない。 ②確認申請時と同じ構造計算プログラムが使用されていない。	H18.1.18 ■指定確認検査機関が、錯誤の修正及び現場での一部変更を内容とする変更確認申請（最新の設計図面、構造計算書を添付）を設計者から受理。
			H17.12.27 ■特定行政庁から設計者に対し建築基準法第12条5項に基づく報告を求め、100mm間隔は構造設計図面への誤記入であることを確認した。	H18.1.25 ■指定確認検査機関が建築基準法への適合性について審査を終え、確認済証を交付したことについて近畿地方整備局に報告。
		措置済み	措置済み	措置済み

（案件７についてはH18.1.26に追加）